

計算ルート2 適判審査不要のお知らせ

従来、計算ルート2以上であれば構造計算適合性判定（以下適判）での審査が必要でした。ですが、平成27年6月1日の法改正により、ルート2主事が在籍する確認申請機関に建築確認を申請すると、計算ルート2の建築物は適判での審査は不要となりました。

弊社はルート2主事が在籍しており、ルート2の基準審査を行いますので、

適判審査不要です。

なお、計算ルート3・限界耐力計算の場合は従来通り適判は必要ですが、**手続き方法が変更**しております。詳細は、弊社構造審査担当者までお尋ねください。